

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 特別条項付 36 協定の健康・福祉確保措置 —

Q： 特別条項付 36 協定の締結を考えていますが、協定届の「労働者の健康・福祉確保措置」をどのように記入すればよいかわかりません。

A： 特別条項付 36 協定届には、**限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置**（10 項目）を 1 つ以上選択し、内容を記載する欄があります。各項目についての具体的な説明等はほとんど示されていませんが、主な留意点として以下のようなものがあります。

#### \* 医師による面接指導

労働安全衛生法上の実施基準（法定時間外労働が月 80 時間超で従業員の申出があった場合）を**上回る**内容が求められます（例：80 時間超で強制実施、80 時間超→70 時間超 等）。

#### \* 深夜業（22 時～5 時）の回数制限

所定労働時間**内**の深夜業の回数も含まれます（参考：労働安全衛生法の**自発的健康診断**の要件…月 4 回以上）。

#### \* 就業から始業までの休息時間の確保（勤務間インターバル）

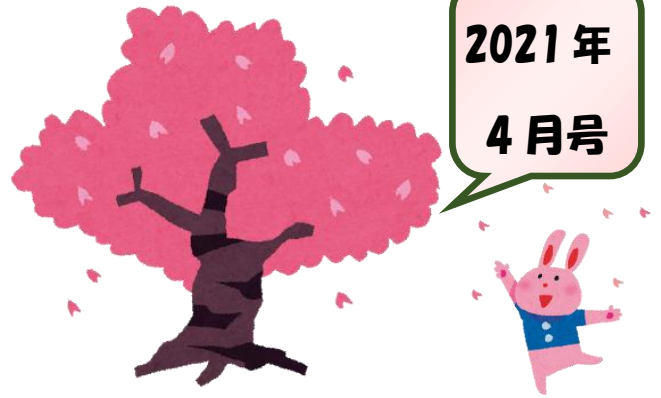
#### \* 代償休日・特別な休暇の付与

上記 2 つはいずれも労働時間や休日に関することで、**就業規則の変更**が必要になります。

#### \* 心とからだの相談窓口の設置

窓口の設置で法令上の義務を果たしたことになりますが、**窓口を設置し労働者に周知**した旨・36 協定有効期間中に受け付けた**相談件数**に関する**記録の保存**が必要とされています。

協定に先立ち、措置の**制度面の整備**や**対象、実施後の対応**など、**運用可能で、会社の実情に合ったもの**をお考え頂きたいと思います。



## 法改正ニュース

### — 健康保険料率・介護保険料率の変更 —

全国健康保険協会 大阪支部	現行	令和 3 年 3 月分～ (4 月納付分)
健康保険料率	10.22%	10.29%
介護保険料率	1.79%	1.80%
健保率+介保率	12.01%	12.09%

※健康保険料率は各支部により異なります

※介護保険料率は全国同一です

※任意継続被保険者は令和 3 年 4 月分～

## 最近のニュースから

### 再雇用後の基本給6割未満は不合理 地裁判決

定年後再雇用者の賃金減額の是非が争われた訴訟で、名古屋地裁は、同じ仕事なのに基本給が定年前の6割を下回るのは不合理に当たるとして、名古屋自動車学校に差額分の賃金の支払いを命じた。原告は定年前と比べて業務内容や責任は同じだったが、基本給は約4～5割に下がっていた。

### 有休取得率が過去最高に

厚生労働省が発表した就労条件総合調査によると、2019年の年次有給休暇の取得率が56.3%（前年比3.9ポイント上昇）となり、過去最高となったことがわかった。平均取得日数は10.1日で0.7日増。

### 育休中の保険料免除対象者を拡大

厚生労働省は、育児休業中の社会保険料の支払いが免除となる対象者を拡大する方針。現状、月末時点で育休中の場合にその月の保険料を全額免除とし、月の途中で短期間の育休を取得した場合は保険料免除の対象とはならない。そこで制度改正によって、同じ月の中で通算2週間以上取得する人も免除の対象とする。2021年に関連法案の国会提出をめざす。